

令和5年度第3回青森市健康福祉審議会障がい者福祉専門分科会 会議概要

開催日時 令和6年2月19日(月) 10:00～11:45

開催場所 青森市総合福祉センター2階 大会議室

出席委員 船木 昭夫 会長 浅利 義弘 委員 中山 康夫 委員 工藤 功篤 委員
今 栄利子 委員 須藤 和彦 委員 鳥山 夏子 委員 町田 徳子 委員
野呂 信夫 委員 高橋 裕子 委員 谷川 幸子 委員 阿部 達子 委員
中村 伸二 委員 <計13名>

欠席委員 砂田 悦子 委員

事務局 福祉部次長 大久保 綾子
障がい者支援課長 竹谷 圭司 健康福祉課長 新宅 雅之
障がい者支援課主幹 渡邊 和則、山口 亨、赤平 伸一、斎藤 潤
同課主査 竹内 一貴 同課主事 折笠 勇樹 <計9名>

- 会議次第
- 1 開会
 - 2 福祉部次長あいさつ
 - 3 議事
 - (1) 「青森市障がい福祉計画第7期計画(案)」について
 - (2) 「(仮称)青森市障がい者総合プラン」策定にかかる現状・課題の整理について
 - 4 報告
 - (1) 「青森市障がいがある人もない人も共に生きる社会づくり条例」の一部改正について
 - 5 その他
 - (1) 今後のスケジュール(予定)について
 - 6 閉会

【会議概要】

議事(1)「青森市障がい福祉計画第7期計画(案)」について

事務局から資料1-1、1-2、2のとおり説明があった。

意見、質疑応答

○委員

自発的活動支援事業追加の目的は、障がいのある方やその家族、地域住民などから成る団体

が地域において、共生社会の実現に向け、自発的に実施する活動を支援するため、補助金を交付する制度という認識で間違いないか。

○事務局

資料記載の通りだが、障がいのある方及びその家族、地域住民から構成される団体等が自発的、積極的に行う活動について補助する事業であり、ピアサポートや社会参加を促進するためのボランティア活動のほか、災害対策などが対象となる。

○委員

資料には主な障がい種別団体の名称を記載しているとのことだが、公平性を考慮するのであれば、例えば視覚障がい者団体、聴覚障がい者団体というように障がい種別ごとに全てをきちんと載せてはどうか。また他市等のホームページを見ると、補助事業については公募をしているところも多いと聞いている。

○事務局

名称記載をどのようにするかについては今後整理していきたい。また、補助金支給に当たり公募するかについては、他自治体の例を踏まえつつ、今後検討していく。

○委員

自発的活動支援事業の財政上の目途について、計画の中身にも関わってくるため、公表できる範囲で教えてほしい。

○事務局

現時点で予算額を明言することはできないが、各団体の自発的な支援事業の実施に支障をきたさない制度を今後整備していきたい。

○委員

自発的活動支援事業について、特定の団体だけを例示されると、その団体しかできないような印象を受ける。

○委員

障がい者団体は大小様々あるため、一つ一つ書いていたら大変である。よって、今回のように主だった連合会などを記載することに問題はないと考える。

○委員

障がい種別ごとに一つ一つ名乗り出るということには様々大変さがあるだろう。ゆえに、上位団体がきちんと参画団体の調整役を果たすことが肝要ではないか。また、公募についてはかなり慎重

にやるべきだと考える。各団体・組織によって体制や規模、財政基盤が異なる中で公募を実施してしまうと採択されないところも出てくる。

また障がい関係団体がともに参画していくことも重要だ。例えば精神障がいであれば、家族会や当事者、そして支援団体などが一緒に取り組んでいくことが重要である。

加えて、国・県と市の事業で類似のものがあるならば、共同で実施することで予算上の利点なども想定されるため、検討する余地はあるのではないかと。

○委員

青森市障がい者自立支援協議会における地域課題の検討会について、年1回との記載があるが、専門部会のようなものを協議会内に設けてはどうか。

また、令和6年度から障がい者支援施設における施設入所利用者全員に対する地域移行の意向確認が国の計画に記載され、地域移行意向確認担当者の選任が新設、全ての利用者に対しての地域移行の意向確認と、自己決定の尊重による意思決定支援も決まっている。

○事務局

新たな専門部会の設置については現時点では検討していない。今後協議会の中で話し合っていきたいと考えている。また、地域の主任相談支援専門員も同じ地域課題を把握していくという担いを持っていることから、ともに協議しながら進めていくことも一つの方策であると考えている。

○委員

委託相談事業所としても市の基幹相談支援センターがあれば良いという話は随分前からしていたため期待したい。自立支援協議会の中でも個別の課題を抽出して、地域課題に対しての取組もやっていくということが大事だと思うし、それが協議会の活性化にも繋がると思っている。

○委員

全国的には協議会の中で事例検討されたものが、その地域の中でのソーシャルアクションとして進められるという事例が数多くある。その面でも協議会での事例検討のやり方や内容、質といった部分について、高めていただきたい。

地域移行の自己決定の問題では、関係機関・関係職種等を含めた中で適切な決定が、どのように成されるべきなのかを検証しつつ進めていくことが非常に重要である。地域移行を本人が否定し、そこで終わってしまっている状況が本当の意思決定なのかということも含めて検討していくことが必要だろうと思う。この目標方針の内容的及び質的な検証を今後お願いしたい。

○委員

医療的ケア児のコーディネーターの配置に関しては、前回の専門分科会の意見を受けて、今回3名から4名に増員する内容となっており、事務局の対応を高く評価したい。

○委員

前回の意見を様々反映させて大変バランスの取れた良い計画になっていると思う。先程の自発的活動支援事業等は、どうしても予算が絡むことであるから、この計画を実際の動きにどう落とし込んでいくかが今後必要。

障がいのある子どもたちが将来どうやって自立していくかという部分は何とかしないとイケない本当に大きな問題・課題であると思っており、学校では子どもの何をどのように伸ばして、どういう風に生きていくかということを支えていこうと動いているが、現実社会との乖離がある。実際に社会へ出てしまうと様々なお金が絡んだり、営利が絡んだりといったことがある。この計画を市民、そして社会全体にできるだけ知らしめて、社会全体に障がいのある子どもたちを受け入れる体制や土壌、雰囲気醸成していくことが重要と考える。

○委員

計画については我々の意見が反映されていて良いと思う。前回も申し上げたが、就労後に辞めてしまったケースについて、退職原因を分析し、その傾向が見えてくれば、できるだけ辞めなくて済み、長く働き続けられるのではないかと考えている。我々もできる限りのことをし、行政に頼みたいことが今後出てくればまた意見を伝えたい。

議事（２）「(仮称)青森市障がい者総合プラン」策定にかかる現状・課題の整理について

事務局から資料３のとおり説明があった。

意見、質疑応答

○委員

障がい者の文化・芸術推進法のこともスポーツ基本法のことも記載されておらず弱いと感じたため、県の障害福祉計画などを参考にし、修正が必要だと思う。例えば三内丸山遺跡には情報保障がなく、字幕もないため、多くの観光客などから声が挙がっている。また、2026年には障害者スポーツ大会が青森県で開催されるため、障がいのある方は選手としてスポーツを「する」、家族や関係者は「見る・支える」ということで、関係する取組を明記、推進してもらいたい。

○事務局

今後プランの骨子案を作成するに当たっては、県の計画をはじめ、他の中核市等も参考にしながら進めていく。委員からいただいた意見についても計画への反映を前向きに検討してまいります。

報告 「青森市障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例」の一部改正について

事務局から資料４のとおり説明があった。

意見、質疑応答

○委員

障がいがあることで子どもからじろじろ見られることがあり、不快に感じることもあるが、これは障がい者差別に該当しないものか。

○事務局

市では障がいのある方に対する理解を深める啓発事業を実施しており、小学2年・4年・6年の児童に、障がいについての理解促進のための福祉読本を発行し、道徳の時間等で学んでいただいているほか、保育所や小学校において理解を深める研修会を行っている。今後も啓発活動を通して、障がいのある方への理解を深めていきたいと考えている。

○委員

事業者という文言が使用されているが、これがいわゆる「会社」だけを指すという誤解をされないか危惧している。様々な団体やグループといったものを含めて合理的配慮の提供が必要になるという趣旨であるため、文言について検討してほしい。

また、合理的配慮を提供するためには対話が非常に大切だが、その際に1番困るのは民間の窓口等には手話通訳者がいない点である。

○委員

昨年、一昨年と青森市職員に対しての研修を担当したが、障がい者に関連する法律や条例を認識していない者が多く、非常に驚いた。今後、職員に対しどのように指導していくのか示してもらいたい。

○事務局

「事業者」という文言につきましては法律の記載と同じ表現としており修正は難しいが、委員ご指摘の通り、会社のみという趣旨ではないため、他市の状況等も見ながらよりわかりやすい内容で周知に努めていきたい。

民間の相談窓口については、先程説明した国の対応指針の中でも、相談窓口等の設置を進めるよう民間事業者に対しての記載があることから、市としても周知していきたいと考えている。

職員研修については毎年行っており、障がいに関する法律や条例についても、障がい者団体の方に来ていただき理解を深めてもらおうと努めているところ。今回、職員の理解が進んでいないというご指摘をいただいたため、今後の研修等において、より一層の周知に努めてまいる。

○委員

障がい者支援事業者自体がこの合理的配慮の義務規定を理解しておらず、障がい者だからという理由だけで不適切な対応をしている、配慮義務を怠っているケースもある。国公立大学は3年前から義務化、今年度からは私立大学も義務化されており、例えば入試をしたい障がい者がいる

とすれば、入試方法や入学後の学校生活の問題を検討し、配慮することを進めている。一方で、その障がいの状態によってはかなり困難さがあるケースも存在する。子どもたちの教育についてどのように進めていくのか、現場と行政との連携が非常に重要だと考える。

ただ義務化されたということだけでは浸透していかないのが、現場での障がい者理解を深めるためには、本日参加されている委員の皆様をはじめ関係団体が、これから様々な事業者との関連性の中で率先して取り組んでいく必要があるのではないかと。行政側も民間との連携を進めつつ、本人の支援のために何が良いのかということ協議していくのが基本線だろうと思う。

その他 今後のスケジュール (予定) について

事務局から資料5のとおり説明があった。

意見、質疑応答

○委員

障がい者支援を考えると、本人に対しての支援は勿論だが、保護者を支援するという視点が必要ならば、不十分さが出てくる。先程の教育も含めてそうだが、地域でどのように支援していくのか、理解をいただくのかということが、結果的に移行支援や地域の中で生活していくことに繋がっていくと思う。その中で我々は、障がい者を支援する人の支援者を支援していかなければ上手くいかないだろう。相談員を増員しても、専門性・質の問題もあり、きちんと支援をしていかなければ大変さが残ってしまうのが大きな課題である。そうした点も含めた全体的な支援をどのようにやっていくのかということ併せて、今後の計画作成に活かしてもらえれば有り難い。